

令和6年度第2回
千葉県障害者施策推進協議会

令和6年9月19日

令和6年度第2回千葉市障害者施策推進協議会議事録

1 日時 令和6年9月19日（木曜日）午後7時00分～午後8時15分

2 場所 千葉市役所1階正庁

3 出席者

（委員）大濱会長、初芝副会長、伊藤委員、中上委員、斉藤委員、坂本委員、松浦委員、佐久間委員、神子委員、野崎委員、加藤（悦）委員、加藤（清）委員、国本委員、山口委員、平岡委員、村田委員、新倉委員、成田委員、白井委員、高山委員、高梨委員

（事務局）今泉保健福祉局長、横田保健福祉局次長、高石高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、薄田障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長、他2名

計31名

4 議題

（1）情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援に関する条例の制定に係る検討事項について

（2）条例骨子（案）について

5 議事の概要

（1）情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援に関する条例の制定に係る検討事項について

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

（2）条例骨子（案）について

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

6 会議経過 別紙のとおり

午後7時00分開会

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ただいまより、令和6年度第2回千葉市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。私は本日、司会進行を務めさせていただきます。高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の翠川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日でございますが、聴覚や視覚に障害のある委員が多数ご出席でございます。意思疎通に支援が必要な方への支援を取り扱うことも踏まえ、ゆっくりとしたスピードではっきりとご発言いただき、どなたにもわかりやすい会議の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それではまず初めに、前回ご欠席された方のうち、今年度から新たに専門委員として委嘱させていただいた平岡委員をご紹介します。千葉市中途失聴・難聴者協会会長平岡利政様です。

(平岡委員) みなさん、こんばんは。千葉市中途失聴・難聴者協会の会長をしております、平岡利政と申します。よろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに次第、続いて座席表、委員名簿、千葉市障害者施策推進協議会条例。資料1といたしまして、「条例制定に向けた検討事項」、資料2といたしまして、「条例骨子案」、資料3といたしまして、「文京区手話言語条例」、資料4といたしまして、「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」をお配りしております。以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局長、今泉よりご挨拶申し上げます。

(今泉保健福祉局長) みなさん、こんばんは。保健福祉局長 今泉と申します。本日は、大変お忙しいなか、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、本市の障害福祉行政の推進に多大なるご支援、ご協力をいただいておりますこと、あらためまして御礼申し上げます。

9月になりまして、まだ暑い日が続いておりますが、この夏はパリでオリンピック、パラオリンピックが開催されました。本市縁の選手をはじめ、多くの選手がすばらしい活躍をされたことは皆様のご記憶に新しいかと思えます。10月には滋賀県で第23回全国障害者スポーツ大会SAGA2024が開催されます。本市からも50人の選手団を派遣する予定です。ぜひ、皆様もあたたかいご声援を贈っていただきますようお願い申し上げます。

本日の会議ですが、前回いただきました数々のご意見を踏まえまして、情報取得や意思疎通に支援が必要な方への支援に関する条例の骨子案をお示しさせていただきたいと思えます。後ほど詳しく説明いたしますが、手話言語の理解や普及の促進とともに、障害のある人が円滑にコミュニケーションを行うことで、障害のある人もない人もお互いに理解し合い助け合う地域共生社会の実現を目指しまして、施策を推進していきたいと考えております。委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開催にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) では次に、本日の協議会でございますが、千葉市民生員児童委員児童委員協議会副会長、内藤八洲夫委員。淑徳大学教授、山下幸子委員が欠席となっております。また、現状、野崎委員がまだ到着されておりませんが、委員24名中、現状21名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それではこれより議題に入らせていただきたいと思います。議事の進行について、大濱会長、お願いいたします。

(大濱会長) 皆様こんばんは。会長、大濱でございます。まだまだ暑い日が続いておりますが、皆さんどうでしょうか。もうそろそろ涼しくなるようなことも言われております。コロナは一時期に比べると減ってきているような状態です。

本日は、第1回に続いて、条例の制定に向けた重要な会議でございますので、どうぞ皆様、慎重なご審議をお願いしたいと思います。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題(1)情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援に関する条例の制定に係る検討事項について、事務局より、説明をお願いいたします。

(大坪障害者自立支援課長) 皆さん、こんばんは。障害者自立支援課長 大坪です。よろしく申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。まず、条例の制定に向けた検討事項について、資料1に基づき説明をいたします。この資料では、前回、非常に多岐にわたる大事な意見をいただきましたので、どのような意見が出たかをおさらいして、その上で骨子案の説明に入っていこうと思います。

まず、資料1の、前回出たご意見の「(1)手話の言語としての位置づけ」です。手話が言語であることを明確に位置付けてほしい。そして、市がバックアップして、可能であれば聴覚障害者全員手話ができるような社会を目指してほしい。あるいは、条例で位置付けることによって、手話の認知が広まり、聴覚に障害のある方が暮らしやすい社会の実現につながる。そして、手話に興味を持って学びたいと思う人が増え、支援者の、通訳者の育成にもつながる。といったご意見がございました。

そして、「(2)条例の体系について(手話言語条例と情報コミュニケーション条例)」ですが、各自治体におきましては、この2つのタイプの条例が制定されているので、それを千葉市でどういう形で制定するのかという意見です。まず、手話を使って自由に自分たちの思いを伝えることができるよう、手話について定めた条例が必要であり、そして、手話言語条例は、情報コミュニケーション条例とは目的が異なるので、2本に分けてそれぞれ制定してほしいというご意見がございました。一方で、手話言語条例は千葉県がすでに明確に定めていることから、千葉市で重ねて定める必要性は低い。むしろ、言語としての手話の位置づけを明確にした上で、より範囲の広い情報コミュニケーション支援条例として、障害のある方全般の施策という形でとりまとめたほうがいいのかという意見もあり、両論が意見として出されております。

そして3つ目として、「(3)条例に入れたい視点」でございます。これについて、色々な立場の方から、それぞれのご意見が出ております。

まず、「ア 視覚障害者への情報保障について」です。デジタル化が進むほどに、聴覚に障害がある方のコミュニケーション障害については改善する一方で、視覚障害者については、むしろ生活がしづらくなっていくというご意見が出ました。

次に、「イ 様々な障害の特性を踏まえた情報保障について」でございます。例えば、視覚障害のある方について、古くから用いられてきた点字も、全体の9%しか読めないことから、点字があればそれだけでよいというわけではなく、あるいは、中高年以降に視力・聴力を失った方の中には、新しく点字・手話を習得することは難しい方もいます。また、盲ろう者のように、視覚・聴覚の両方に障害がある方など、それぞれの特性に応じた情報保障が必要というご意見が出ました。

そして「ウ 障害者の意思決定・情報発信への支援」でございます。障害のある方に対して、サービスを提供して、最終的には、コミュニケーションにおける意思・意見の発信手段を保障することが大事であり、障害のある方が自分で決定し、より良い人生を送るためには、様々な情報にアクセスし、その中から選ぶことができる環境が大事です。そして、重症心身障害児者のように、身体・知的に重い障害がある方は、これまでご本人の意思が外からは分かりませんでした。情報機器の発展により、外から分かるようになったことで、意思決定が重視されるようになってきており、条例の制定によって、さらに関心が高まっていくことを期待するとのご意見がございました。そして、障害の種別や程度に関わらず、すべての障害のある方に対して、分け隔てなく情報を取得、利用できるような環境が大事だというご意見がございました。

そして、さらに具体的な「(4)施策の推進について」でございます。まず、視覚障害のある方への代筆代読等の意思疎通支援事業の位置づけ、実施、人材養成が必要ということ。また、手話通訳の方が高齢化するなど、ニーズの大きさに支援者が足りていないことから、認知度の向上が必要ということ。最後に、それぞれの障害あるいは能力、特性に応じた、画一的ではない、様々なコミュニケーション手段に対する支援が必要というご意見がございました。

以上、寄せられた様々な意見について、類型を分けてご説明させていただきました。何か補足等ございましたら、ご意見いただけますと幸いです。説明は以上です。

(大濱会長) ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございますか。はい、国本委員。

(国本委員) 千葉県聴覚障害者協会の国本と申します。手話は言語であるという説明について、補足させていただきます。

聴こえない人が情報障害を持っていることについて、例えば、文字が読めないろう者はたくさんいます。そういう人達に対しては、手話という身振りで意思疎通をしなければなりません。手話が言語として認められない場合、社会参加ができず、社会に取り残されてしまいます。言いたいことをきちんと伝えられないのです。

手話は、音声言語とは違います。手話は、目で見える言葉です。本来であれば、手話は言語であることを定めた手話言語条例と、情報コミュニケーション条例は別であったほうがよいと思いますが、それは難しいということであれば、情報コミュニケーション条例の中に、「手話は言語である」ということを取り入れていただきたいです。今回、条例制定に係る検討事項の中に、これが含まれていることについて、大変ありがたいと思っています。私の思いとしてお伝えいたしました。以上です。

(大濱会長) 国本委員、ありがとうございました。事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) 国本委員、ありがとうございました。大変重要なご意見だと思います。

ろう者の方にとっては、生まれた時から音声を聴いたことがない方も大変多いため、手話が母国語だと思います。文字情報は、音声を目に見える形に残したものですので、おそらく、文字情報を見た時の理解が、聴こえる方とかなり違うと思います。それが、手話が音声のない言語であることの証左なのだと思います。

大事な言語としての手話について、これから条例骨子案で説明いたしますが、我々の考える条例は、情報コミュニケーション条例という形で1本になっています。「本来は、手話言語条例と分けて定めてほしい」というのは、ろう者の方は、文字を見るだけでわかるわけではなく、手話が母国語であって、情報を完全に理解するためには手話が何より重要なのだという強い思いだと受け止めました。

条例骨子案で、市がどのような条例にするかという結論は申し上げますが、「手話が言語である」ということが何よりも大事だとあらためてご説明いただいたことを踏まえ、条例制定を進めていきます。また、皆様のご意見を頂戴しながら、より良いものにしていきたいと思っています。以上です。

(大濱会長) はい、国本委員よろしいでしょうか。では、その他にご意見・ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で議題(1)を終わります。

次に、議題(2)条例骨子案について、事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい、障害者自立支援課の大坪です。議題(2)条例骨子案について説明させていただきます。なお、点字の資料は21ページからです。お願いいたします。

それでは、資料2の説明をいたします。まず、最初は、条例骨子案における市の考えからです。これは、条例の文章ではなく考えからです。

まずは、先ほども議論に上がりました、条例の体系についてです。手話は独自の体系を持つ言語であり、一時は学校教育の場で事実上禁じられましたが、ろう者の方が守り、引き継いで、今、言語として世界で認められるまでに至ったという苦難の歴史があります。その事実を正しく認識して、手話を利用し学ぶ等の権利を保障し、普及促進に努めていく必要があると考えております。

その一方で、言語というのは、事実や思いを表現し伝え、人同士がコミュニケーションをとるためのものでもあります。障害のある方のコミュニケーションについては、手話、点字、要約筆記、触手話等の盲ろう者の方のためのコミュニケーション手段、知的に障害のある方や発達障害のある方に対する支援としての平易な分かりやすい表現、情報機器及び通訳派遣など、色々な障害特性に応じた支援が徐々に整えられてきましたが、まだ十分ではなく、また、人材確保も十分とは言えません。特に、視覚障害のある方については、急速に普及してますタッチパネル操作がむしろ壁になってしまっており、情報技術の発展に取り残されてしまうという懸念も大きいです。このように、障害のある方を取り巻くコミュニケーションそのものについては、整いつつもありますが、課題も多いという状態です。

そして、手話の普及促進を目指す最終的な目的は、ろう者の方だけでなく、すべての方々

とコミュニケーションをスムーズに行うことであって、手話とコミュニケーションは切り離せるものではないと考えております。本市は、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指しております。したがってこの条例も、手話を言語として規定する内容をしっかり位置付けるとともに、障害のある人のコミュニケーション支援に係る包括的な内容を定める1本の条例としたいと考えています。

そして、基本理念でございます。手話が言語であること、それを利用し、学ぶなどの権利の保障は大変重要であることから、手話が独自の体系を持つ言語であり、手話を利用する権利を尊重し、将来に向かって引き継ぐといった、手話言語条例に定められていることは、理念にもれなく位置付けます。その上で、障害特性に対応した手法、これは、すべての障害のある方に係る手法の情報提供により、障害のある人が情報を十分に理解し、必要な情報を選択し意思決定できること及び、情報発信を保障し、自身の意思を表明できることをあわせて理念に位置付けます。

そして、具体的な施策については、協議会の意見を踏まえまして、また、他市の事例も参考として適宜位置付けることといたします。

以上のことから、本市としては、このような考え方にに基づき、1本の条例としたいと考えております。

次に、条例骨子案の概要についてです。まず、事務事業を定めるような一般的な市の条例は、前文がございません。しかし、今回の条例に関しては、長い歴史や様々な思いが詰まっておりますので、前文を書き、この条例に皆様が思ったこと、伝えたいことをあらためて挿入する形式としたいと思っております。内容は、先ほどの市の考え方とも重複いたしますので、全文を読むのは割愛いたしますが、まずは、手話がろう者の中でどのような存在であって、禁じられた歴史もあったなか、国連や障害者基本法で言語と認められていることを正しく認識して、権利を保障していく必要があることを書きます。そして、言語はコミュニケーションをとるためのものであることと、障害のある方のコミュニケーション支援の現状を書いております。そして、視覚障害のある方については、情報技術の発展がむしろ壁になるという要素も書いています。そして最後に、手話の理解や普及促進、将来への継承とともに、障害のある人のコミュニケーションのあらゆる手段の確保等を1本に定めて、地域共生社会の構築を目指すということで、条例制定に至った経緯を書いていきます。

そして、目的は、市の考え方の繰り返しになりますが、手話の理解、普及を促進するとともに、障害のある人が、情報を十分に取得、理解、利用し円滑にコミュニケーションを図るため、基本理念を定めるほか、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、計画的に施策を推進するという、これから条例で定めることを列記しております。

そして次に、用語の定義です。ここでは、あらためて、障害のある方である「障害者」を定義します。これは、障害のある方と言っても、障害者基本法のように、「社会的障壁がある方」という広い捉え方と、身体障害者福祉法等それぞれの手帳等を定めている法律のように、より狭い支援の尺度を定める定義の2つがあるため、あらためて、広く障害のある方について、発達障害や、高次脳機能障害といったあらゆる障害を網羅するような内容を書こうと思っております。そして、「ろう者」「盲ろう者」といった、意思疎通に困難があり、また、手話を大事にされている方の定義をあらためて書こうと思っております。さらに、「コミュニケーション」「コミュニケーション手段」のように、条例に出てくるキーとなる言葉について整理します。

そして次に、基本理念でございます。これは先ほど市の考え方でお話したことと概ね同

じでございますので、恐縮ですが割愛いたします。

そして次に、市の責務でございます。市の責務は、基本理念に基づき、手話の理解、普及の促進及びコミュニケーション支援に係る施策を総合的、計画的に推進する主体となることです。

そして次に、市民の皆様役割でございます。地域共生社会を目指すという意味でも、手話に係る理解を深め、障害のある人の情報取得、利用の重要性を認識し、市の施策に協力するとともに、地域で身近な支援に皆で取り組んでいただきたいという思いをここに書こうと思っております。

そして次に、事業者等の役割でございます。事業者の皆様も、手話に係る理解を深め、障害のある人の情報取得、利用の重要性を認識し、また、障害者差別解消法に規定されている合理的配慮をするほか、市の施策に協力するという、事業者の方にとって大事な観点を加えております。

次に、施策の推進でございます。これも市の考え方と重複しますが、まずは、手話の言語としての理解、普及促進、次世代への継承を行います。そしてその上で、障害の有無や程度に関わらず情報を取得、理解し、自分の意思を自由に発信できる環境を整えることを定める予定です。そして3つ目に、コミュニケーション支援者の育成です。手話通訳者や、要約筆記者、触手話等の通訳者など、支援に携わる方々の育成を進めていくということを位置付ける予定です。

そしてその他、様々な観点での市が進めていくべき施策の項目でございますが、他市の事例を参考に、前回寄せられたご意見も踏まえて、財政措置、当事者の皆様からの意見聴取、公共施設での啓発、学ぶ機会の提供、通訳の設置・派遣、障害特性に配慮した情報技術の活用、そして近年注目されております災害時の情報保障といった項目を位置付ける条例としたいと思っております。以上が、資料2の説明でございました。

また、今回参考資料として、条例が2つに分かれているものを事例としてお付けしております。東京都文京区の条例でございますが、資料3が「文京区手話言語条例」、点字版資料におきましては31ページでございます。文京区の手話言語条例は、他市の手話言語条例と同じように、手話が言語であることの位置づけや、施策の推進等、手話言語の条例ですので、手話通訳等の手話に特化した内容がそれぞれ定められております。そしてその他、当事者からの意見聴取や、学習機会の確保、相談体制の充実等が、手話や手話言語を必要とする方向けとしてそれぞれ定められています。そしてもう一つ、資料4「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」、点字資料ですと43ページが情報コミュニケーション条例にあたる条例でございます。手話言語条例が別立てとなっておりますので、ここには手話に係るものという特記があまりなく、障害のある方に対する情報の取得、利用、意思疎通に関する施策あるいは手段の普及啓発、及び人材の育成等を大きくくりで定めているのが特徴でございます。条例がもし2つに分かれると、このような形になります。しかしながら、本市の条例骨子案におきましては、手話言語条例に係る内容と、情報コミュニケーション条例の2つを足し合わせたような形で、両方の内容を網羅して位置付けるような条例となっておりますことを申し添えます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。皆様からご意見をいただければと思います。

(大濱会長) はい、ありがとうございます。では、ただいまの説明に対して、ご意見、

ご質問等はございますでしょうか。はい、平岡委員。

(平岡委員) 千葉市中途失聴・難聴者協会の平岡です。資料2で、用語の定義の中に、「コミュニケーション手段」と書かれています。私が今まで必要としてきたのは要約筆記で、いまスクリーンに映っているものです。何のためかという、例えば、講演会に行ったとき、大勢の聴こえない人が見る時は、皆さんと一緒に見れるようスクリーンに映し出しています。ただし、聴覚障害のある人が病院や市役所など色々な場所に行き、手続きが必要になった時は、1対1です。そうした場合は筆談というものがあり、お願いすれば書いていただけます。行政の人は、今まで2年、3年一生懸命努力してきましたが、今年の4月からは、一般企業にも義務化されました。企業ということを考えると、なかなかまだ難しい状況ではありますが、やはり、私たち難聴者が職場に来た時に、1対1で仕事を教えてもらいます。その時に筆談をしていただかないと分かりません。そして分からないために辞めてしまう人も多く、それでは困ります。そのようなことがないように、筆談という言葉も入れてほしいと思います。いかがでしょうか。

(大濱会長) はい、では事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい、ありがとうございます。今おっしゃった通り、筆談というのは言われれば確かにそうだというものですが、案外、意識しなければ分からないものでもあります。

特に、中途失聴・難聴者の方は、補聴器等で補って聴こえを確保されている方もいらっしゃいますが、それによる完全な理解はなかなか難しいです。かといって、言い直していただくのも憚られる方もいるというのは、平岡会長からもよく伺っております。したがって、条例に筆談という言葉の明記することによって、そうなんだと気づかせるとともに、少しの気遣いでコミュニケーションをスムーズに進めていくことができることを表現できるかと思います。本来であれば、要約筆記者の派遣が網羅的にできればと思いますが、なかなか養成も難しく、また、今ご覧になっているスクリーンの通り、難易度も高いものです。したがって、周囲の皆さんの手助けを喚起するという意味でも、書き加えたいと思います。ありがとうございます。

(大濱会長) はい、よろしいでしょうか。

(平岡委員) ありがとうございます。

(大濱会長) 私共クリニックでも、「筆談が必要な方は、お申し付けください。」というプレートを作っております。それは、多くの医療機関で掲示していると思います。実際に私も、そういった障害者の方と筆談で診察した経験がございます。医療機関では、結構そういうことが行われておりますので、お話いたしました。

(平岡委員) 私もう30年になりますが、筆談支援に関しては、「耳マーク」というものがあります。「筆談してください」と書いてあり、病院等でこれを出して書いていただいています。本当によく使っています。一人で行っても大丈夫ですから。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい、ありがとうございます。「耳マーク」というのは、クリニックなど色々なところに緑色の耳のマークで「筆談します」と書いてお知らせする役目もありますが、平岡委員のように「筆談してほしい」という意思表示のために、障害のある方が付けている場合もあり、なかなか言い出しにくい場合に、分かるようにさりげなくつけている方もいらっしゃいます。折により市政だより等で書いてはおりますが、条例の制定とともに、浸透していくように書いていく必要があると思います。貴重なお話ありがとうございます。

(大濱会長) 他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(加藤清道委員) 千葉盲ろう者友の会の加藤です。今、筆談というお話がありました。盲ろうの方は、字を読むことができないので、掌に指で字を書いて読み取るという方法があります。これも筆談の一種だと思いました。以上です。

(大濱会長) 事務局、お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい、ありがとうございます。加藤委員がおっしゃったように、そもそも盲ろうの方というのは、全盲ろうとって生まれつき見えない、聴こえない方もいれば、ろう者の方が後から見えづらくなる、あるいは逆に、視覚障害のある方が聴こえなくなるなど、様々な特性のある方がいらっしゃいます。したがって、指で掌に字を書く、手の甲に点字でタイプライターのように打つなど、全盲の方向けの支援もあれば、大きな声で耳元で話すなど、様々な手法があり、そういったものを幅広く保障してもらいたいというご要望とお見受けいたしました。実に色々な支援がございますので、全て書けるかは分かりませんが、その思いが伝わるように出来る限り盛り込みたいと思います。ありがとうございます。

(大濱会長) はい、加藤委員よろしいでしょうか。

(加藤清道委員) ありがとうございます。

(大濱会長) 他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい、高梨委員。

(高梨委員) 少々長くなるかもしれませんが、情報提供と意見の2つございます。

一つは情報提供です。多分皆様ご存じないかなと思いますのでお伝えしますが、先ほど事務局の大坪課長の説明の中で、「文字を目で見たものと、言葉として聞くものはおそらく違いがある」という話がありました。私はそれを聞いて気づいたのですが、実は、先天性の視覚障害の方の場合、盲学校へ行きますが、盲学校は漢字を教えません。ですから、先天性の方で盲学校を出られた方は、文字の形を知りません。私も大学の時に漢文が出ましたが、漢文はちんぷんかんぷんでした。そういう意味では、視覚障害もある意味では共通の障害があるのだということをご理解いただきたいと思います。

それから意見です。先ほど定義の中で、コミュニケーション手段についての話がありました。文京区の「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の定義がかなりきちんと色々な障害の多様な手段について書かれておりますので、それを採用したら詳細に分かるのではと感じました。またその中に、ぜひ代筆代読支援者も含めていただきたいと思います。視覚障害のある方のコミュニケーションにおきましては、言葉が通じるので大丈夫だと安直に考えられている部分が多いと思います。代筆代読につきましても、普通の手紙を読むくらいなら誰でも読めると思うのですが、もっと大事なもの、例えば行政手続きあるいは契約書の作成ですとか、銀行で言えば様々な不動産取引の問題ですとか、そういうものがたくさんあります。それは、誰でもできるというわけではない。一つ事例をお話しますと、ある会社を経営している視覚障害の方から、泣きながら相談がございました。この方は千葉市ではない行政と業務の委託契約を結ぶにあたって、契約書の作成をボランティアに代筆代読してもらったのですが、ボランティアが、うっかり契約解除の時の条項を読み落として、契約者はそれを知らないまま契約してしまいました。業務がうまくいかず、途中で契約を解除しようとしたら、多額の違約金を請求されました。ご本人曰く、たとえボランティアにやってもらったとしても、自分の判子を押している以上、自分の責任であって、ボランティアに責任の一端を求めることはできない、こうした問題をどうしたらよいのだろうかという相談でした。私も30年以上障害者施設の施設長を務めておりますけれど、これが一番の苦しみでした。そうした意味では、きちんと研修を積んだ方に代筆代読をしてもらうことがとても大事だと思います。不思議なことに、手話通訳については研修制度もありますし、資格制度もできています。基本的には有料の派遣です。ところが、点訳者、音訳者は、研修制度はありますが資格制度はありません。それも、無償のボランティアが当たり前とされています。ましてや、代筆代読については、研修はありませんし、制度もありません。不思議に思います。同じ情報障害でありながら、片方は有料が当たり前、片方は無償のボランティアが当たり前です。私はここに、不平等感、違和感があります。ぜひ、この点について、千葉市が率先して不平等感について社会に問うてほしいと思います。そのためには、代筆代読支援者についての研修制度を位置付けて、有償による派遣を行ってほしいと思います。ぜひ、条例の施策のところに、代筆代読支援者の養成と派遣を書き入れていただきたいと希望するところです。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい、まず1点目の情報提供につきまして、ありがとうございます。先ほど申し上げた、ろう者の方にとっての文字というものが、聴こえる方とは違うということについて、様々な障害の特性によって情報の伝わり方は違い、壁になって、場合によっては制度の仲立ちがないと完全に理解したり伝えたりすることが出来ない可能性があると思います。様々な特性に応じたそれぞれの伝え方があり、条例には網羅しきれないですが、常に市として研究して支援していく視点が大事だと思います。

また、2点目の代筆代読支援につきましては、おっしゃる通り、代わりに読んで差し上げる内容あるいは書く文書の内容によっては、ご本人にとって大きな、身分上の行為や、財産上の行為が含まれます。これについて、ボランティアですとどうしても、確実に責任が持てるかというご不安があるため、有償で代筆代読の支援が必要とのことでございます。代筆代読のサービスを実施している自治体の数は、まだ多くはなく、それとともに、担い

手の確保、あるいはどのような方々にお任せすればよいのかというのが課題です。また、居宅介護や同行援護の中で支援している状況もあり、そこでどれだけカバーできるかということも考える必要があると思います。財源の話も伴いますので、ここで実施するしないと即答することは難しいですが、おっしゃる通り、視覚に障害がある方が大きな困難を持っており、それが制度的に保障されない面があるということを重く受け止め、今後の施策を考え、また条例の内容を検討していきたいと思います。ありがとうございます。

(大濱会長) はい、高梨委員よろしいでしょうか。はい、他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(初芝副会長) 社会福祉協議会の初芝と申します。資料2の3ページに条例の骨子について書かれていますが、施策の推進の一つ目に「手話の言語としての理解、普及促進、次世代への継承」とあり、これについて前回の会議で、学校教育の中で手話を取り入れている自治体があるとお聞きしましたが、学校教育でこうした考え方を子どもたちに広めていくのは非常に重要な考え方だと思っています。手話だけではなく、市民及び事業者の役割で位置付けている「障害のある人の情報取得、利用の重要性を認識する」という部分を育成するためには、まず、子どもたちへの学校教育の中でそういった考え方を浸透させていくのが重要だと思っています。これは、その他の欄の「学ぶ機会の提供」に表現されているのかもしれませんが。学校教育の中で、カリキュラムが詰まっていて大変かもしれませんが、年に数回でも構いませんので、様々な障害の種別によってこんな不便さがあるというのを子どもの頃の学校教育の段階で、実際の話をお聞きながら具体的な教育をするという方向性を定めていけたらよいと思います。条例に明記することではなく、細かい話になるので、その他の欄に加えていただけたらと思います。他の市の条例を参考にご検討ください。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい、ありがとうございます。手話に限らず、障害のある方が情報を得て、利用し、意思を発信することに、どのようなしづらさがあるかということをお子どもの時から学校等で学んでいくのが重要だというニュアンスを条例のどこかに入れるか、もしくは実際に実施していくということでした。

まず、現在の市の取組みですが、千葉県身体障害者連合会の民様にもご協力いただき、小学校における福祉講話を実施しております。昨年度から、成田会長にもご協力いただき、知的障害者の保護者の方にも教えていただいております。ただし、初芝副会長のご意見にもありました通り、例えば、鳥取県では、9割以上の学校で何らかの手話の教育がされています。したがって、今の取組みを続けていくとともに、その範囲を、色々な障害がある方それぞれの難しさがあるということに触れる機会を出来る限り設けるという意味で、より一所懸命に行っていくということをお、条例に入れられるかについて、事務局で考えていきます。

(大濱会長) はい、初芝副会長よろしいでしょうか。はい、他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で議題(2)を終わります。これまで協議した内容を踏まえて、事務局より何かございますでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) 様々なご意見ありがとうございます。ただいまお示した条例骨子案につきまして、多くのご意見が出されました。特に、条例を1本にするか2本にするかについては、かなり綿密な議論を重ねましたが、手話を言語として位置付ける等々のご要望を重く受け止めました上で、骨子案の通り進めさせていただければと思います。

そして、今日初めていただいた様々なご意見も、出来る限り盛り込んでいけるようにしたいと思います。予算の問題もありまして、言葉として書けるかどうかは事務局で考えていきますので、また次回、素案という形で皆様にご覧いただき、ご意見いただいて進めていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

次回は、11月の開催を予定しておりますが、非常に盛りだくさんな意見でございますので、11月の下旬か、場合によっては12月の、ご多忙の師走に開催となるかもしれません。また調整して皆様にお知らせをしたいと思います。本日は誠にありがとうございます。

(大濱会長) はい、千葉市は手話言語条例と情報コミュニケーション条例を2つ合わせて1本で定める形になりました。自治体によって、2本というところありますし、1本のところもありますが、千葉市はなぜ1本にまとめて条例を作ることにしたのかということ十分に前文で皆様に分かるように伝えていただくことが大事だと思います。聴覚障害者の辛い過去もありますし、思いも十分お伺いしたと思っておりますので、それらをしっかりと受け止めて、なおかつ千葉市は1本で定めるということで、なぜ1本なのかの理由を前文で皆様に分かるようにしていただければと思います。

以上で本日予定されている議題はすべて終了いたしました。なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長にご一任をお願いいたします。それでは、これをもちまして、令和6年度第2回千葉市障害者施策推進協議会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) それでは司会に戻ります。委員の皆様、大変お疲れ様でございました。お帰りの際、お忘れ物がございませんようお気をつけてお帰りください。なお、机上に配布しております資料のうち、水色のファイルにつきましては、回収いたしますので、そのままお願いいたします。また、市役所駐車場ご利用の皆様は、受付でお預かりしました駐車券をお渡ししますので、受付にお立ち寄りください。それでは、本日は長時間にわたりましてご審議いただき誠にありがとうございました。以上でございます。

午後8時15分閉会